

令和 7 年 横審第 5 号

裁 決

漁船 A 乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1 人

本件について、当海難審判所は、理事官畠中充及び同官吉田茂樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 8 月 3 日 0 6 時 3 8 分半僅か過ぎ

静岡県舞阪漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船 A

総 ト ン 数 9.7 トン

登 錄 長 14.70 メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 540キロワット

3 事実の経過

Aは、平成10年6月に進水し、船体ほぼ中央部に操舵室を配した船びき網漁業に従事する軽合金製漁船で、同室前部中央に舵輪、その左舷側にレーダー及びG P Sプロッター、舵輪右舷側に機関遠隔操縦レバー及び魚群探知機をそれぞれ備え、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年8月3日04時45分舞阪漁港を、操業時に船団を構成する従船で、同じ船名のA2と共に発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aの行う船びき網漁業は、二そうびきのトロール漁業で、a受審人が操業の指揮を執り、長さ約50メートルの袋網に接続した長さ約120メートルの身網の両袖に直径28ミリメートルの合成繊維製えい網索を接続し、A及びA2が同索をそれぞれ約50メートル延出し、A2に無線で指示をして両船の間隔を約50メートル保って網口を開くようにしながら、2ノットないし3ノットの速力でえい網するもので、しらすを漁獲するものであった。

また、a受審人は、（一部省略）操縦免許を取得してから約33年間の船長経験を有していて、舞阪漁港東方沖合の漁場で船びき網漁業の操業を行った経験が豊富で、同漁場の岸線が東西方向に延び、岸線に近づくほど水深が浅くなっていることを承知しており、日頃、岸線から約200メートルの距離を保って操業するようになっていたものの、しらすの群れが陸岸に近寄り、点在しないでまとまっているような場合には、その群れのいるところに同業の船団が集結するので、なるべく群れの端付近で操業するようになっていた。

a受審人は、操舵室で単独で操船に当たり、前示の漁場に到着して魚群探知機の画面を見ながら群れを探査したのち、A2と共に操業準

備を行って多数の同業の船団と共に待機し、06時30分操業開始の申合せ時刻となつたことからほかの船団と同時に操業を開始し、A2を自船の南側に位置させ、西行してえい網を始め、06時33分いつたんA2と共にえい網を中断し、舵及び機関を適宜使用して態勢を立て直していたところ、西方からほかの船団が操業しながら接近する状況を認めた。

a受審人は、えい網を再開して陸岸寄りに針路を変えて前示の船団と航過することとし、再び機関を前進にかけ、06時37分僅か前静岡県浜松市篠原町に所在する標高2.9メートルの三等三角点篠原村（以下「篠原村三角点」という。）から188度（真方位、以下同じ。）1,110メートルの地点で、針路を281度に定め、2.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、岸線に近づく針路とすると、次第に水深が浅くなつて浅所に乗り揚げるおそれがあつたが、極端に陸の方へ向かう針路ではないので、過去の経験から、まだ水深に余裕があつて無難に操業を続けることができるものと思い、周囲の船団に無線で状況を知らせて協力を仰ぎ、早期に岸線から離れる針路とするなど、針路の選定を適切に行わなかつた。

こうして、a受審人は、舞阪漁港東方沖合の浅所に向首する態勢となつて続航し、06時38分半僅か過ぎ篠原村三角点から195度1,120メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷等を生じ、波浪によって横転して浸水し、後日廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、舞阪漁港東方沖合において、自船及び複数の船団が同時に操業を開始した状況下、前方からほかの船団が接近する状況を認めた際、針路の選定が不適切で、舞阪漁港東方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、舞阪漁港東方沖合において、自船及び複数の船団が同時に操業を開始した状況下、前方からほかの船団が接近する状況を認めた場合、岸線に近づく針路とすると、次第に水深が浅くなつて浅所に乗り揚げるおそれがあったのだから、周囲の船団に無線で状況を知らせて協力を仰ぎ、早期に岸線から離れる針路とするなど、針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、極端に陸の方へ向かう針路ではないので、過去の経験から、まだ水深に余裕があつて無難に操業を続けることができるものと思い、針路の選定を適切に行わなかつた職務上の過失により、舞阪漁港東方の浅所に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、後日廃船とさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 7 年 10 月 16 日

横浜地方海難審判所

審 判 官 米 倉 豪